

2 消安第 747 号
令和 2 年 5 月 15 日

北海道農政事務所長 殿

消費・安全局長

平成 30 年度の食品流通改善巡回点検指導事業（農産物安全対策業務）の調査点検結果について

標記の調査点検結果について、令和 2 年 5 月 15 日付けで「国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査の結果について（平成 30 年度）」としてプレスリリースしたのでお知らせする。

また、別添のとおり農薬の不適正使用を防止するための基本的な対策を整理したので、貴職から北海道に対し、研修会、講習会等の開催、農薬使用者向け配布資料の作成等にあたり当該取りまとめ結果と併せて活用いただき、農薬の適正使用に係る指導徹底を図るよう依頼方お願いする。

2 消安第 747 号
令和 2 年 5 月 15 日

東北農政局長 殿

消費・安全局長

平成 30 年度の食品流通改善巡回点検指導事業（農産物安全対策業務）の調査点
検結果について

標記の調査点検結果について、令和 2 年 5 月 15 日付けで「国内産農産物における農
薬の使用状況及び残留状況調査の結果について（平成 30 年度）」としてプレスリリー
スしたのでお知らせする。

また、別添のとおり農薬の不適正使用を防止するための基本的な対策を整理したの
で、貴職から各県に対し、研修会、講習会等の開催、農薬使用者向け配布資料の作成等
にあたり当該取りまとめ結果と併せて活用いただき、農薬の適正使用に係る指導徹底を
図るよう依頼方お願いする。

2 消安第 747 号
令和 2 年 5 月 15 日

関東農政局長 殿

消費・安全局長

平成 30 年度の食品流通改善巡回点検指導事業（農産物安全対策業務）の調査点
検結果について

標記の調査点検結果について、令和 2 年 5 月 15 日付けで「国内産農産物における農
薬の使用状況及び残留状況調査の結果について（平成 30 年度）」としてプレスリリー
スしたのでお知らせする。

また、別添のとおり農薬の不適正使用を防止するための基本的な対策を整理したの
で、貴職から貴管下各都県に対し、研修会、講習会等の開催、農薬使用者向け配布資料
の作成等にあたり当該取りまとめ結果と併せて活用いただき、農薬の適正使用に係る指
導徹底を図るよう依頼方願います。

2 消安第 747 号
令和 2 年 5 月 15 日

北陸農政局長 殿

消費・安全局長

平成 30 年度の食品流通改善巡回点検指導事業（農産物安全対策業務）の調査点
検結果について

標記の調査点検結果について、令和 2 年 5 月 15 日付けで「国内産農産物における農
薬の使用状況及び残留状況調査の結果について（平成 30 年度）」としてプレスリリー
スしたのでお知らせする。

また、別添のとおり農薬の不適正使用を防止するための基本的な対策を整理したの
で、貴職から各県に対し、研修会、講習会等の開催、農薬使用者向け配布資料の作成等
にあたり当該取りまとめ結果と併せて活用いただき、農薬の適正使用に係る指導徹底を
図るよう依頼方お願いする。

2 消安第 747 号
令和 2 年 5 月 15 日

東海農政局長 殿

消費・安全局長

平成 30 年度の食品流通改善巡回点検指導事業（農産物安全対策業務）の調査点検結果について

標記の調査点検結果について、令和 2 年 5 月 15 日付けで「国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査の結果について（平成 30 年度）」としてプレスリリースしたのでお知らせする。

また、別添のとおり農薬の不適正使用を防止するための基本的な対策を整理したので、貴職から各県に対し、研修会、講習会等の開催、農薬使用者向け配布資料の作成等にあたり当該取りまとめ結果と併せて活用いただき、農薬の適正使用に係る指導徹底を図るよう依頼方お願いする。

2 消安第 747 号
令和 2 年 5 月 15 日

近畿農政局長 殿

消費・安全局長

平成 30 年度の食品流通改善巡回点検指導事業（農産物安全対策業務）の調査点
検結果について

標記の調査点検結果について、令和 2 年 5 月 15 日付けで「国内産農産物における農
薬の使用状況及び残留状況調査の結果について（平成 30 年度）」としてプレスリリー
スしたのでお知らせする。

また、別添のとおり農薬の不適正使用を防止するための基本的な対策を整理したの
で、貴職から貴管下各府県に対し、研修会、講習会等の開催、農薬使用者向け配布資料
の作成等にあたり当該取りまとめ結果と併せて活用いただき、農薬の適正使用に係る指
導徹底を図るよう依頼方お願いします。

2 消安第 747 号
令和 2 年 5 月 15 日

中国四国農政局長 殿

消費・安全局長

平成 30 年度の食品流通改善巡回点検指導事業（農産物安全対策業務）の調査点
検結果について

標記の調査点検結果について、令和 2 年 5 月 15 日付けで「国内産農産物における農
薬の使用状況及び残留状況調査の結果について（平成 30 年度）」としてプレスリリー
スしたのでお知らせする。

また、別添のとおり農薬の不適正使用を防止するための基本的な対策を整理したの
で、貴職から各県に対し、研修会、講習会等の開催、農薬使用者向け配布資料の作成等
にあたり当該取りまとめ結果と併せて活用いただき、農薬の適正使用に係る指導徹底を
図るよう依頼方お願いする。

2 消安第 747 号
令和 2 年 5 月 15 日

九州農政局長 殿

消費・安全局長

平成 30 年度の食品流通改善巡回点検指導事業（農産物安全対策業務）の調査点
検結果について

標記の調査点検結果について、令和 2 年 5 月 15 日付けで「国内産農産物における農
薬の使用状況及び残留状況調査の結果について（平成 30 年度）」としてプレスリリー
スしたのでお知らせする。

また、別添のとおり農薬の不適正使用を防止するための基本的な対策を整理したの
で、貴職から各県に対し、研修会、講習会等の開催、農薬使用者向け配布資料の作成等
にあたり当該取りまとめ結果と併せて活用いただき、農薬の適正使用に係る指導徹底を
図るよう依頼方お願いする。

2 消安第 747 号
令和 2 年 5 月 15 日

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局長

平成 30 年度の食品流通改善巡回点検指導事業（農産物安全対策業務）の調査点検結果について

標記の調査点検結果について、令和 2 年 5 月 15 日付けで「国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査の結果について（平成 30 年度）」としてプレスリリースしたのでお知らせする。

また、別添のとおり農薬の不適正使用を防止するための基本的な対策を整理したので、貴職から沖縄県に対し、研修会、講習会等の開催、農薬使用者向け配布資料の作成等にあたり当該取りまとめ結果と併せて活用いただき、農薬の適正使用に係る指導徹底を図るよう依頼方お願いする。

農薬の不適正使用を防止するための基本的な対策

1 基本事項

- ア 農薬は、適用農作物、使用量又は希釈倍数、使用時期及び使用回数を遵守して使用しなければならないことを認識し、農薬の使用前に農薬のラベルを必ず確認する。
- イ 農薬の使用状況を把握するため、使用年月日、使用場所、使用農作物、農薬の種類、使用量又は希釈倍数、使用回数等を農薬の使用記録簿に記録する。
- ウ 農薬の使用記録簿は、農薬の使用現場で常に確認できるようにし、農薬の使用前のラベル確認時に、既に使用した農薬についても確認し、総使用回数を超過しないよう使用する。

2 適用農作物

- ア 病虫害の発生により直ちに農薬を使用する必要がある場合であっても、必ず農薬のラベルにより適用農作物を確認する。
- イ 農薬の適用農作物は製剤ごとに異なるため、同一の有効成分を含有する農薬であっても、使用前にラベルにより必ず適用農作物を確認する。
- ウ 同じ科に属する農作物、名前や形状の類似した農作物に適用があっても、農薬を使用しようとする農作物に適用があるとは限らないため、使用前にラベルにより必ず適用農作物を確認する。

3 使用量又は希釈倍数

農薬は、効果や安全性が確認された使用量又は希釈倍数が定められていることから、ラベルに記載された使用量・希釈倍数を遵守する。

4 使用時期

- ア 農薬の使用前に、農薬のラベルを確認し、使用時期と農作物の収穫予定日の関係を確認する。特に、使用時期の設定が長い農薬については、収穫までの日数に余裕を設ける。
- イ 農作物の収穫前に、農薬の使用記録簿により農薬の使用後日数が経過しているかどうか再度確認する。

5 使用回数

- ア 購入した種苗に農薬が使用されているかどうかを確認し、あらかじめ自身が使える農薬の使用回数を把握する。
- イ 農薬の使用記録簿について、製剤及び有効成分の使用回数を確認できるよう工夫する。また、農薬の使用前に使用記録簿と農薬のラベルにより使用回数を確認する。

6 その他

農薬ラベルに記載されている適用病虫害の範囲及び使用方法、使用上の注意事項並びに最終有効年月を確認し、記載事項に従って使用する。

(別添)

なお、別紙1「農薬使用者の皆さんへ」、別紙2「農薬使用チェックシート」及び別紙3「農薬の適正使用に関するリーフレット」については、農薬使用者向け配布資料として研修会等で活用されたい。

農薬使用者の皆さんへ

農薬が適正に使用されないと、食品衛生法の残留基準値を超えて農薬が残留する可能性があります。その場合、出荷した農作物は回収や廃棄の対象となります。

農薬の不適正使用を防止するため、日頃から農薬ラベルを確認し、使用記録の記帳を行いましょう。

間違いやすい事項とその原因を、表にまとめました。こうしたことにも十分注意して農薬を使用しましょう。

| 事項 | 主な原因 | 対処方法 |
|--------------|---|--|
| 適用のない農作物への使用 | 適用農作物の確認もれ 適用があるとの思いこみ (剤型の異なる農薬) (類似した農作物に使用) | <ul style="list-style-type: none"> 農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なります。必ずラベルに使用したい農作物が記載されているか確認しましょう。 類似した農作物に使用できる農薬でも、使用したい農作物に使用できるとは限りません。必ずラベルに使用したい農作物が記載されているか確認しましょう。 (別表：農薬登録における誤認しやすい農作物の例参照) |
| 使用量又は希釈倍数の誤り | 使用量又は希釈倍数の確認もれ | <ul style="list-style-type: none"> 農薬は効果や安全性が確認された使用量又は希釈倍数が定められています。必ずラベルの使用量又は希釈倍数を確認しましょう。 |
| 使用時期の誤り | 使用時期の確認もれ 経過日数の確認もれ | <ul style="list-style-type: none"> 農薬には「収穫〇日前まで」といった使用時期が定められています。必ずラベルの使用時期を確認し、収穫予定日までの日数が確保されているか確認しましょう。 (特に、収穫までの日数が長い農薬は、余裕のある日数を確保するよう心がけましょう。) 農作物を収穫するときには、農薬を使用した日からの日数が使用時期に定められた期間を経過しているか必ず確認しましょう。 |
| 使用回数の誤り | 同一有効成分を含む農薬の併用 種苗に使用された使用回数のカウントもれ | <ul style="list-style-type: none"> 農薬は、その含有する有効成分毎に使用できる総使用回数が定められています。使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載するようにし、必ず使用記録簿とラベルにより使用回数を確認しましょう。 購入した種苗に農薬が使用されているかどうかを確認し、あらかじめ自身が使える農薬の使用回数を把握しておきましょう。 |

別表：農薬登録における誤認しやすい農作物の例

| | | | |
|----|------------|------------|--------|
| 1 | だいず | えだまめ | |
| 2 | いんげんまめ | さやいんげん | |
| 3 | キャベツ | メキャベツ | |
| 4 | ブロッコリー | 茎ブロッコリー | |
| 5 | しょうが | 葉しょうが | |
| 6 | しょうが | うこん | |
| 7 | たまねぎ | 葉たまねぎ | |
| 8 | レタス | 非結球レタス | |
| 9 | トマト | ミニトマト | |
| 10 | ピーマン | ししとう | |
| 11 | だいこん | はつかだいこん | |
| 12 | しそ | しそ（花穂） | |
| 13 | やまのいも | やまのいも（むかご） | |
| 14 | さくら | 食用さくら（葉） | |
| 15 | てんさい | かえんさい | |
| 16 | メロン | 漬物用メロン | |
| 17 | すいか | 漬物用すいか | |
| 18 | とうもろこし（子実） | 未成熟とうもろこし | ヤングコーン |
| 19 | しゅんぎく | きく | 食用ぎく |
| 20 | ねぎ | わけぎ | あさつき |
| 21 | にんにく | にんにく（花茎） | 葉にんにく |

農薬使用チェックシート

1 農薬使用前には農薬ラベルと使用記録簿を確認しましょう！

- 農薬を使用する農作物は、ラベルに記載されていますか
- 農薬の使用量（希釈倍数）は、ラベルに記載されている範囲ですか
- 農作物の収穫予定日までの日数は、ラベルに記載されている使用時期（収穫〇日前）以上の日数が確保されていますか
- 農薬の使用回数は、ラベルに記載されている使用回数（本剤の使用回数及び〇〇を含む農薬の総使用回数）以内ですか
- 使用する農薬は、ラベルに記載されている最終有効年月以内ですか
- ラベルに記載されている適用病害虫の範囲及び使用方法となっていますか
- ラベルに記載されている注意事項を守っていますか
- 購入した種苗に農薬が使用されているかどうか確認しましたか

2 農薬使用後には使用記録簿に記録を付けましょう！

- 農薬を使用したほ場を記載しましたか
- 農薬を使用した農作物を記載しましたか
- 農薬を使用した年月日を記載しましたか
- 使用した全ての農薬について、種類ごとに記載しましたか
- 使用した農薬の量（希釈倍数）を記載しましたか
- 使用した農薬の回数を記載しましたか
- 使用した農薬に含まれる有効成分の使用は、当該作物に対して何回目の使用に当たるのかを記載しましたか

3 農作物の収穫前には使用記録簿を確認しましょう！

- 使用した農薬は、収穫する農作物に使用できる農薬でしたか
- 農薬の使用量（希釈倍数）は、ラベルに記載されている範囲でしたか
- 農薬を使用した日から、農薬の使用時期（収穫〇日前）以上の日数が経過していますか
- 農薬の使用回数は、ラベルに記載されている使用回数（本剤の使用回数及び〇〇を含む農薬の総使用回数）以内でしたか

残留基準値超過の原因は？

- ✓ 農薬の残留基準値超過を防ぐためには、どのような原因で、超過が起こるのかわかっておくことが重要です。
- ✓ 近年の残留基準値超過の主な原因は、以下のとおりです。
 - ◆ 使用する農薬に対する慣れから、ラベル（使用時期、希釈倍数等）を確認しなかった。
 - ◆ 名前や形状が類似した農作物に適用があることから、使用したい作物にも適用があると思い込み、誤って使用した。
 - ◆ 近隣のほ場で栽培されている作物に使用した農薬が飛散した
 - ◆ 防除器具の洗浄が不十分であったため、別の農作物に使用した農薬が混入した

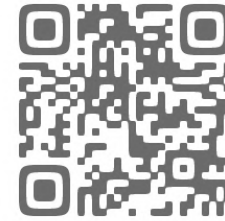
✓ ラベルの確認不足や思い込みによって誤って使用した事例が多いんだね。「いつも使ってるから自分は大丈夫!」と思っても、実は適用農作物、使用量・希釈倍数、使用時期、使用回数等を間違えて使っていることも。使い慣れた農薬でも使用前には、必ずラベルを確認しよう!

必ず
ラベルを確認!



農薬適正使用情報

- ✓ 農林水産省では、農薬を取り扱う上での注意すべき事項についてホームページ上で公表しています。
- ✓ 農薬危害防止運動の実施要綱をはじめ、適正使用に関する通知文書など、より詳しい情報を入手することができます。



農薬の適正使用

検索

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/



■ お問い合わせ

農林水産省消費・安全局農産安全管理課
農薬対策室 農薬指導班

電話: 03 (3502) 8111 (内線 4500)

FAX: 03 (3501) 3774 (令和2年5月)

農薬を知る。 理解する。 適正に使う。



～農薬ラベル確認編～

その使い方、合ってる？
農薬ラベルを確認!!

不適正な農薬使用を防ぐためのポイント

農薬が適正に使用されないと、食品衛生法の残留基準値を超えて農薬が残留する可能性があります。

その場合、出荷した農作物は回収や廃棄の対象となります。

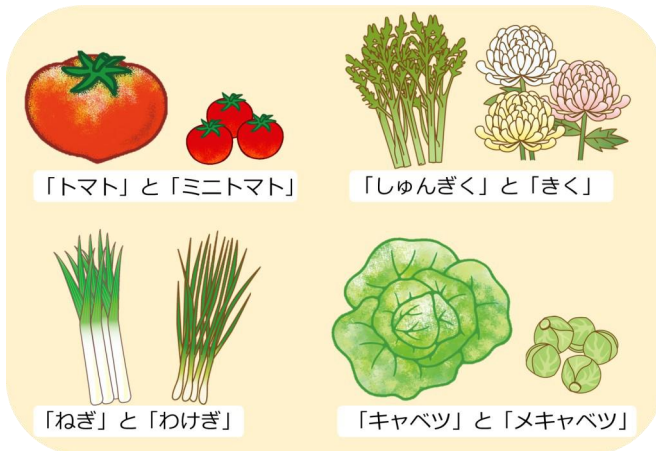
農薬の不適正使用を防止するため、日頃から農薬ラベルを確認し使用記録の記帳を行きましょう。

以下のポイントに十分注意して農薬を使用しましょう。

適用農作物を確認

- ✓ 農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なります。また、名前や形状が類似した農作物に使用できる農薬でも、使用したい農作物に使用できるとは限りません。

使用したい農作物がラベルに記載されているか必ず確認しましょう。



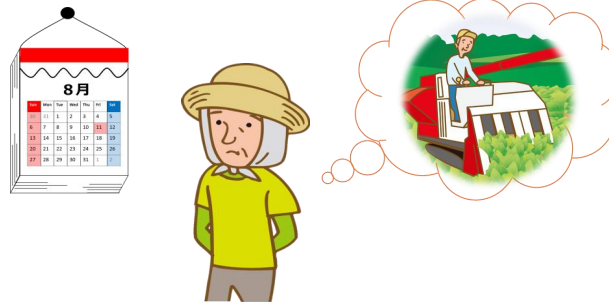
使用量・希釈倍数を確認

- ✓ ラベルに記載されている使用量・希釈倍数を確認しましょう。
- ✓ 農薬を調製する時には、使用する農薬の量の計算間違いに注意しましょう。



使用時期を確認

- ✓ 農薬には「収穫〇日前まで」といった使用時期が定められています。農薬を使用する前に、必ずラベルの使用時期を確認し、収穫予定日までの日数が確保されているか確認しましょう。
- ✓ 農作物を収穫する前に、農薬の使用記録簿により農薬を使用した日から農作物を収穫するまでの日数が農薬のラベルどおり確保されているか確認しましょう。



使用回数を確認

- ✓ 農薬は、その含有する有効成分毎に使用できる総使用回数が定められています。使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載し、農薬の使用前に使用記録簿とラベルにより使用回数を確認しましょう。
- ✓ 購入した種苗に農薬が使用されているかどうかを確認し、あらかじめ自身が使える農薬の使用回数を把握しておきましょう。



誤認しやすい農作物の例

| | | | |
|----|------------|------------|--------|
| 1 | だいず | えだまめ | |
| 2 | いんげんまめ | さやいんげん | |
| 3 | キャベツ | メキャベツ | |
| 4 | ブロッコリー | 茎ブロッコリー | |
| 5 | しょうが | 葉しょうが | |
| 6 | しょうが | うこん | |
| 7 | たまねぎ | 葉たまねぎ | |
| 8 | レタス | 非結球レタス | |
| 9 | トマト | ミニトマト | |
| 10 | ピーマン | ししとう | |
| 11 | だいこん | はつかだいこん | |
| 12 | しそ | しそ(花穂) | |
| 13 | やまのいも | やまのいも(むかご) | |
| 14 | さくら | 食用さくら(葉) | |
| 15 | てんさい | かえんさい | |
| 16 | メロン | 漬物用メロン | |
| 17 | すいか | 漬物用すいか | |
| 18 | とうもろこし(子実) | 未成熟とうもろこし | ヤングコーン |
| 19 | しゅんぎく | きく | 食用ぎく |
| 20 | ねぎ | わけぎ | あさつき |
| 21 | にんにく | にんにく(花茎) | 葉にんにく |

その他の確認事項

- ✓ ラベルに記載されている適用病害虫の範囲及び使用方法、使用上の注意事項並びに最終有効年月を確認し、記載事項に従って使用しましょう。

農薬の名前が違って、実は同じ有効成分が含まれていることがあるんだ。気づかないうちに使用回数を超えないように注意しよう！

